

岐阜県土地改良事業測量作業規程 全面改正概要

改正の主旨

令和3年2月3日付け農林水産省農村振興局の測量作業規程（以下「国規程」）が改正された。

「岐阜県土地改良事業測量作業規程（以下「県規程」）」は国規程に準じて策定（別紙参照）し、国規程が改正される毎に改正してきた。

しかし、県規程は国規程の内容が同一であることから改正作業に伴う事務作業の軽減を図るため今回、県規程について、国規程を準用する旨、規定することで、全面改正を行うもの。

なお、この取扱いについては、他県でも同様の事例があり、所管省庁である国土交通省からもこの取扱いについて問題ないとの回答をうけている。

国規程の改正の内容

① 「GNSS 測量機による水準測量」の追加

GNSS 測量により3級水準点を設置する測量方法を規定。近傍に水準点がなくとも3級水準点を設置することが可能となり、時間・経費が削減することが期待される。

② 「地上レーザスキャナ」及び「UAV」を使用した測量の追加

地形測量及び写真測量に「地上レーザスキャナ」及び「無人航空機（UAV:Unmanned Aerial Vehicle 通称ドローン）」を使用した測量を追加。どちらの側量でも地図情報レベル250及び500の数値地形図データを作成。

また、3次元の点群データの整備について、新たに「三次元点群測量」という編を設けた。この編では、地上レーザスキャナの狭い範囲における精密な三次元点群の取得基準並びに UAV 写真の三次元形状復元（SfM/MVS）ソフトウェアによる方法が規定されている。

③ 車載写真レーザ測量機器の性能基準等の明確化

車載写真レーザ測量に使用する「IMU」のセンサ部の3軸（ローリング、ピッチング、ヘディング）の傾き及び加速度計側のデータ取得間隔について、性能基準を明確にしました。併せて、キャリブレーションを行う構成機器について、センサ部の形式による違い（固定式と着脱式）を明確にした。